明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（一〇〇）　三
〔政　令〕
○地方税法施行令の一部を改正する政令（二八二）　四
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八三）　九
○農地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二八四）　一〇
○農地法施行令等の一部を改正する政令（二八五）　一〇
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二八六）　一六
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八七）　一六
〔府　令〕
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**七三）　一七
〔府令・省令〕
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**一三）　四二
〔省　令〕
○不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令（**法務**四五）　四二
○会社計算規則の一部を改正する省令（**同**四六）　四三
○農地対価等徴収規則を廃止する省令（**財務・農林水産**二）　四三
○独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則及び独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働・農林水産**一）　四四
○農地法施行規則等の一部を改正する省令（**農林水産**六四）　四四
○農住組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通**一）　五五
〔告　示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（**内閣府**三六三～三六八）　五五
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（**同**三六九～三七五）　五七
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（**同**三七六、三七七）　五八
○地域再生計画を認定した件（**同**三七八～三八四）　五八
○地域再生計画の変更を認定した件（**同**三八五～三九九）　五九
○地域再生計画の認定を取り消した件（**同**四〇〇～四〇二）　六〇
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（**金融庁**六九）　六一
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（**同**七〇）　六二
○独立行政法人農業者年金基金法施行規則第三十二条の農林水産大臣が指定する地域等を指定する件の一部を改正する件（**農林水産**一七五六）　六三
○租税特別措置法施行令第四十二条の五第一項の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（**同**一七五七）　六三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。